

別紙 2

(協定第5条関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	22百万円
H 1 9	106百万円
H 2 0	172百万円
H 2 1	310百万円
H 2 2	159百万円
H 2 3	294百万円
H 2 4	292百万円
H 2 5	290百万円
H 2 6	416百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。